

報告第 17 号

令和 3 年度西海市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 3 年度西海市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 1 0 日

西海市長 杉澤 泰彦

令和3年度西海市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企 業 債	工 事 負 担 金	当 年 度 損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
1 資本的支出	1 建設改良費	送配水管布設替事業	28,598,000	10,000,000	18,598,000	15,600,000	0	2,998,000	0	0	掘削土質を土砂で想定していたが、岩盤が発生し施工に不測の日数を要したため。
		水道施設整備事業	197,145,000	49,000,000	148,145,000	121,400,000	0	26,745,000	0	0	配水池の設計において、工法等の検討に不測の日数を要したため。また、水道資材の不足や納期遅延により、配管工事等の施工に不測の日数を要したため。
	合 計	225,743,000	59,000,000	166,743,000	137,000,000	0	29,743,000	0	0		